

愛知県国民保護計画の概要

第1編 総論

第1章 県の責務、計画の位置づけ等

住民の生命、身体及び財産を保護することの重要性に照らして、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、県の責務、計画の位置づけ等について定める。

1 県の責務

・ 県は、国が定める基本的な方針に基づき、国民保護措置等を的確・迅速に実施するとともに、県内において関係機関が実施する国民保護措置等を総合的に推進する責務を有する。

2 県国民保護計画の位置づけ等

・ 県国民保護計画は、国民保護法34条に規定されている「国民の保護に関する計画」として、基本指針に基づいて定めたものである。

・ 県国民保護計画は、国民保護措置及び緊急対処保護措置の実施に関して必要な事項を定める。

3 国民保護措置等の対象

・ 県民に限らず県の区域に係る全ての国民を国民保護措置等の対象とする。

・ 県内に居住・滞在している外国人についても、国民保護措置等の対象とする。

4 県国民保護計画の見直し

・ 国民保護措置に関する研究成果、新たなシステムの構築、訓練の検証結果を踏まえ、県国民保護計画の見直しを行う。

・ 計画の見直しに当たっては、県国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求める。

第2章 国民保護措置等の実施に関する基本的な方針

国民保護措置等の実施に関する基本的な方針及び措置の実施に当たり、特に留意すべき事項について定める。

1 基本的人権の尊重

・ 憲法が保障する基本的人権を尊重する。

2 国民の権利利益の迅速な救済

・ 国民の権利利益の救済手続きを可能な限り迅速に処理するよう努める。

3 国民に対する情報提供

・ 国民に対して適時・適切に情報提供を行う。

4 関係機関相互の連携協力の確保

・ 武力攻撃事態等において、広域にわたる避難やNBC攻撃による災害など、特有な事項にも対応できるよう、国、市町村、指定公共機関と連携体制の整備に努める。

5 国民の協力

・ 国民の自発的意思を尊重しながら必要な協力を要請する。

6 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮

・ 指定公共機関・指定地方公共機関の自主性を尊重する。

7 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

・ 高齢者・障害者に配慮するとともに、国際人道法の的確な実施を確保する。

8 国民保護措置等に従事する者等の安全の確保

・ 国民保護措置等に従事する者及び要請に応じて協力する者の安全の確保に十分配慮する。

第3章 関係機関の事務又は業務の概要

国民保護措置等の実施に当たり関係機関と円滑に連携するため、国民保護措置等の実施主体である関係機関の事務や事業の概要を記述する。

第4章 県の地理的、社会的特徴

国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき県の地理的、社会的特徴について記載する。

- 1 地勢
- 2 気候
- 3 人口の地域分布及び土地利用
- 4 道路及び鉄道の位置等
- 5 空港及び港湾の位置等
- 6 自衛隊施設等
- 7 石油コンビナート等特別防災区域

第5章 県国民保護計画が対象とする事態

県国民保護計画の対象とする事態を定める。

- 1 武力攻撃事態の類型
 - ・ 着上陸侵攻
 - ・ 弾道ミサイル攻撃
 - ・ ゲリラや特殊部隊による攻撃
 - ・ 航空攻撃
- 2 緊急処理事態の事態例
 - (1) 攻撃対象施設等による分類
 - ・ 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃
 - ・ 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃
 - (2) 攻撃手段による分類
 - ・ 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃
 - ・ 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等

第2編 平素からの備え

第1章 体制の整備等

第1 県の体制の整備

県の各執行機関における平素の業務、要員の確保について定める。

- 1 平素の業務
 - ・ あらかじめ各執行機関において実施すべき平素の業務を定める。
- 2 要員の確保
 - ・ 要員の確保については、防災に関する体制を活用し、24時間即応体制を確保する。

第2 連携体制の整備

国民保護措置等を実施するに当たり、武力攻撃事態等及び緊急処理事態への効果的かつ迅速な対応ができるよう、平素における関係機関との連携について定める。

- 1 防災のための連携体制の活用及び及び意思疎通
 - ・ 関係機関との連携について防災のための体制を活用する。
 - ・ 関係機関による意見交換の場を設けることにより、意思疎通を図る。
- 2 国の機関との連携
 - ・ 指定行政機関との連携を図る。特に連絡調整の窓口となる消防庁・内閣官房とは緊密な連携を図る。
 - ・ 関係指定地方行政機関との連携を図る。

3 他の都道府県との連携

- ・大規模な武力攻撃災害に備えて、広域応援体制を整備する。
- ・防災のために締結されている相互応援協定等を活用し、広域にわたる避難・救援の実施のための相互応援体制を整備する。
- ・県警察は、直ちに広域緊急援助隊が出動できるよう、隊員の招集・出動態勢を整備する。
- ・広域にわたる避難・救援に備え、近隣の都道府県間で情報の共有を図る。特に、生物剤による攻撃等、広域的な災害に対処するため、保健所・県衛生研究所は、関係機関と緊密な情報共有を図る。

4 市町村との連携

- ・避難・救援の分野での役割分担等、調整の必要な分野における連携に留意して緊密な連携を図る。また、消防機関におけるNBC対応能力について情報を共有する。
- ・市町村国民保護計画の協議を通じて、県・市町村間での整合性の確保を図る。
- ・市町村間の情報交換の機会を設けたり、相互応援協定の見直しを支援すること等により、市町村相互での整合性の確保を図る。
- ・市町村に協力して、消防団の充実・活性化を図る。

5 指定公共機関等との連携

- ・指定公共機関及び指定地方公共機関との連携を図る。
- ・指定地方公共機関が作成する国民保護業務計画について必要な助言を行う。
- ・関係機関から物資や資材の供給について協力が得られるよう、防災のために締結されている協定を活用するなど、連絡体制の整備を図る。

6 ボランティア団体等との連携

- ・防災のための連携体制を踏まえ、ボランティア関係団体との連携を図るとともに、その活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

武力攻撃事態等及び緊急対処事態が発生した場合の通信の確保が重要であることから、非常通信体制の整備について定める。

1 非常通信体制の確保

- ・高度情報通信ネットワークを活用するなど、非常通信体制の整備や応急対策等重要通信の確保を図る。

2 高度情報通信ネットワークによる通信の確保

- ・情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達経路の多ルート化や非常用電源の確保を図るなど情報収集、連絡体制の整備を図る。

3 県警察における通信の確保

- ・県警察は、管区警察局、県、市町村等と連携して、非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保対策を推進する。

第4 情報収集・提供等に必要な準備

警報の通知、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため準備すべき事項について定める。

1 情報収集・提供のための体制整備等

- ・防災における体制を踏まえて、国民保護措置等の実施状況、被災情報その他の情報を収集、整理し、関係機関や住民へ提供するための体制の整備に努める。
- ・国民保護措置等の実施に必要な情報の収集・蓄積に努めるとともに、これらの情報が関係機関に円滑に利用されるよう、データベース化等の推進に努める。

2 警報の通知及び伝達に必要な準備

- ・警報の通知を行うこととなる市町村、指定地方公共機関等の関係機関の連絡先・連絡方法を把握しておく。

- ・学校、病院、大規模集客施設など、多数の者が利用する施設に対する警報の伝達について、市町村との役割分担を定めておく。
 - ・市町村が高齢者、障害者、外国人等に対し、適切な警報の伝達が行えるよう支援する。
- 3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備
- ・知事は、安否情報の収集を円滑に行うため、市町村の情報収集体制を把握しておく。
 - ・知事は、県が管理する医療機関、諸学校その他の施設の所在及び連絡先を把握しておく。
- 4 被災情報の収集・報告等に必要な準備
- ・被災情報の収集、整理及び総務大臣への報告を適切に行うため、あらかじめ担当者を決めておくとともに、必要な体制整備を図る。
 - ・知事は、市町村長や指定地方公共機関に対し、被災情報を速やかに報告するよう周知する。

第5 研修及び訓練

職員の国民保護措置等の実施能力の向上を図るための研修及び訓練について定める。

1 研修

- ・職員の研修に当たっては、国の研修機関の研修課程やビデオ教材等を活用するほか、危機管理に関する知見を有する者を講師に招くなど多様な方法による研修を行う。

2 訓練

- ・訓練の実施に当たっては、防災訓練のノウハウを活用するとともに、県内の市町村、国、他県とも共同して、実践的な訓練を行うことにより、国民保護措置等の実施能力の向上を図る。

第2章 避難及び救援に関する平素からの備え

避難及び救援に関し、平素から行っておくべき基礎的資料の準備、運送事業者の輸送力の把握方法、避難施設の指定について定める。

1 避難及び救援に関する基本的事項

- ・迅速かつ適切に避難の指示及び救援ができるよう県の地図、道路網のリストの基礎的資料を準備しておく。
- ・市町村があらかじめ策定する避難実施要領のパターン作成に対し、助言する。
- ・市町村が行う救援に関する措置の内容、地域について関係市町村と調整する。
- ・避難住民等に対する通信手段を確保するための通信設備の臨時設置に関する条件について、電気通信事業者と協議する。
- ・医療関係団体に対して医療の実施を要請する方法をあらかじめ定めておく。また、NBC攻撃などの特殊な医療の実施可能な医療関係者の把握に努める。

2 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

- ・避難住民及び緊急物資の運送を円滑に行うため、運送事業者の輸送力・輸送施設や、適切な運送経路の把握に努めるとともに、その体制を整備する。

3 交通の確保に関する体制等の整備

- ・県警察は、住民の避難路及び緊急交通路を確保するため、交通規制計画や広域交通管理体制を整備する。
- ・県警察は、交通規制状況等の情報を道路利用者に提供するため、道路管理者と連携する。

4 避難施設の指定

- ・知事は、区域の人口や、防災のための避難場所の指定状況など、地域の実情を踏まえ、市町村と連携し避難施設の指定を行う。
- ・避難施設の指定に当たっては、公園、広場などの公共施設や、学校、公民館などの公益的施設を指定するよう配慮するとともに、利便性や安全性にも配慮する。
- ・避難施設の指定及び解除に当たっては、文書により確認する。
- ・避難施設の情報を整理するとともに、情報の全国的な共有化を図る。

第3章 生活関連等施設の把握等

安全確保に特別な配慮が必要な生活関連等施設の把握及び管理者に対する安全確保の留意点の周知等について定める。

1 生活関連等施設の把握

- ・県内に所在する生活関連等施設について、国からの情報提供も得て把握し、整理する。
- ・知事は、県警察や海上保安本部長に対し生活関連等施設に関する情報を提供し、連携の確保に努める。

2 生活関連等施設の安全確保の留意点の周知等

- ・知事は、施設の管理者に対し、所管省庁が施設の種類ごとに定めた安全確保の留意点を周知するとともに、事態発生時における安全確保措置を自主的に定めることを要請する。
- ・県は、自らが管理する生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

3 廃棄物の特例に関する検討

- ・知事は、平素から既存の廃棄物処理業者による廃棄物処理能力を把握する。

第4章 物資及び資材の備蓄、整備

国民保護措置等の実施に必要な物資及び資材の備蓄、整備について定める。

1 物資及び資材の備蓄、整備

- ・国民保護措置等のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねることができるものについては、備蓄品目や数量を踏まえ、必要に応じ備蓄・整備する。
- ・国が整備する化学防護服や放射線測定装置などの国民保護措置等の実施のために特有な物資及び資材については、国と連携し対応する。

2 県が管理する施設及び設備の整備及び点検等

- ・県は、平素からその管理に属する施設及び設備を整備し、又は点検する。
- ・県が管理する上下水道、工業用水道の施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用、整備し、その機能の確保に努める。
- ・的確かつ迅速な復旧を実施するため、県有財産に関する資料等を整備するとともに適切に保管する。

第5章 国民保護に関する啓発

国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等及び緊急対処事態において住民がとるべき行動の周知について定める。

1 国民保護措置等に関する啓発

- ・国が行う広報誌、パンフレットなどの様々な媒体による啓発活動に協力するとともに、県国民保護計画の周知を図る。

2 武力攻撃事態等及び緊急対処事態においてとるべき行動等の周知

- ・国に協力して、武力攻撃事態等及び緊急対処事態の類型に応じて、避難に当たって住民が留意すべき事項等について周知するよう努める。
- ・県警察は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態に運転手がとるべき措置について周知を図るものとする。

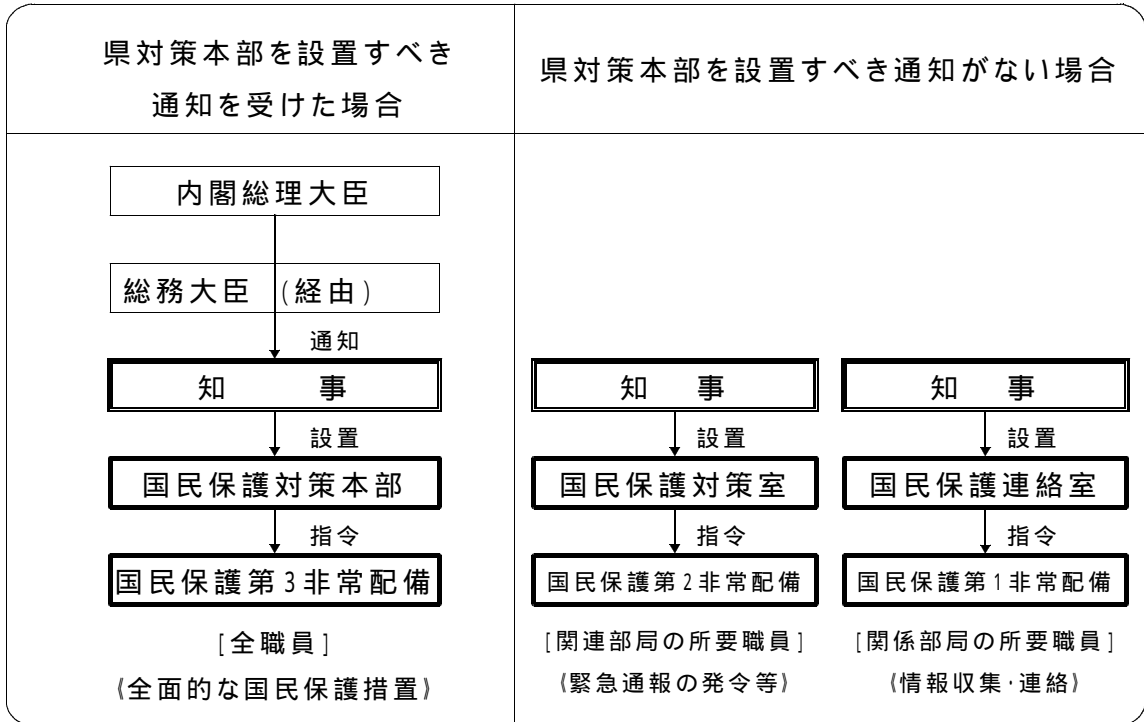
第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 国民保護措置の実施体制

国による事態認定の状況に応じた国民保護措置の実施体制を定める。

1 武力攻撃事態等認定後における国民保護措置の実施体制

- ・国から県対策本部を設置すべき通知を受けた場合に、県対策本部を設置する。
- ・設置すべき通知がない場合であっても、必要に応じ、県対策室又は連絡室を設置する。
- ・国から設置すべき通知がない場合で、設置が必要と判断するときは、国に要請する。



2 武力攻撃事態等認定前の対応

- ・国による事態の認定前においては、災害対策の初動体制を活用して対応する。

第2章 県対策本部の設置等

県対策本部を迅速に設置するため、県対策本部を設置する場合の手順や県対策本部の組織、機能について定める。

1 県対策本部の設置

- ・職員に対する参集命令、関係機関への通知、対策本部室・国民保護情報センターの開設など、県対策本部の設置手順を定める。
- ・国からの指定解除により、県対策本部を廃止する。

2 県対策本部の組織及び機能

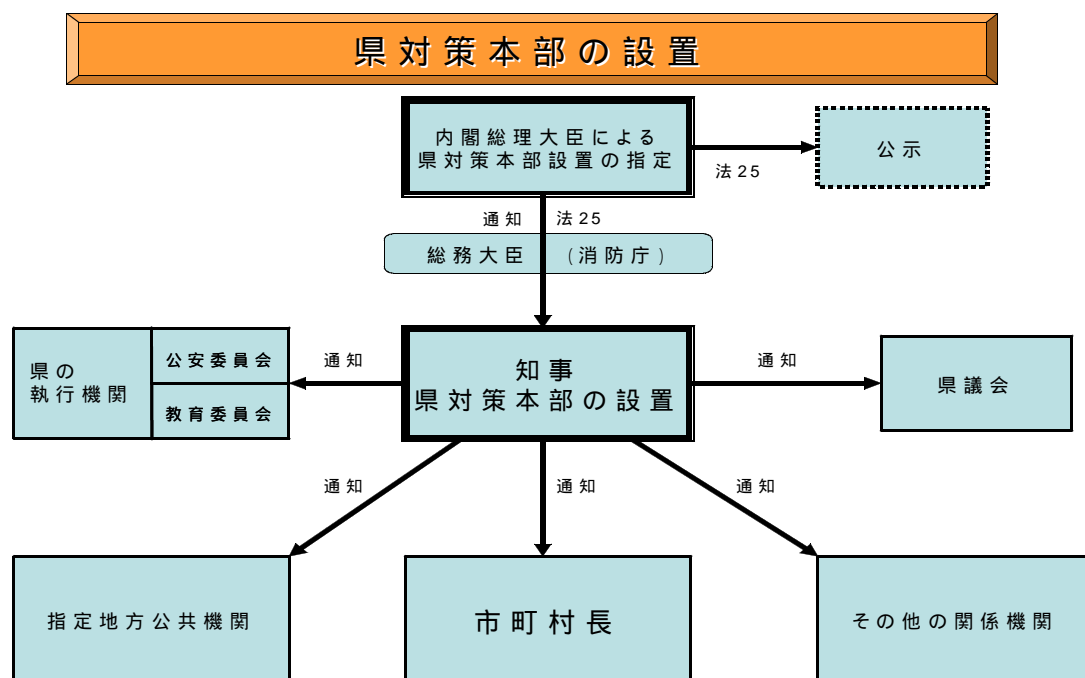
- ・県対策本部の組織及び業務を定める。
- ・必要に応じ、県現地对策本部を設置する。

3 県対策本部長の権限

- ・県域における国民保護措置に関する総合調整の権限
- ・国の対策本部長に対する総合調整の要請
- ・指定行政機関又は指定公共機関に対する県対策本部への職員派遣の求め
- ・国の対策本部長に対する情報提供の求め
- ・県警察及び県教育委員会に対する措置実施の求め

4 通信の確保

- ・情報通信手段の確保、機能確認の実施、通信輻輳への対策について定める。



第3章 関係機関等との連携

国、他の都道府県、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他関係機関との連携や自衛隊の派遣要請などについて定める。

- 1 国の対策本部との連携
 - ・国の対策本部と、密接な連携を図る。
 - ・現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣するなどして緊密な連携を図る。
- 2 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請
 - ・国民保護措置の的確・迅速な実施に必要なときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。
- 3 自衛隊の部隊等の派遣要請等
 - ・国民保護措置の円滑な実施のために必要なときは、防衛庁長官に自衛隊の部隊の派遣を要請する（国民保護等派遣）。
 - ・市町村長から自衛隊の部隊の派遣要請の求めを受けた場合、知事は、必要性を総合的に勘案し、防衛庁長官に派遣を要請する。
- 4 他の都道府県に対する応援の要求、事務の委託
 - ・必要があるときは、理由・活動内容を明らかにして、他の都道府県に応援を求める。
 - ・他の都道府県に事務を委託するときは、委託事務の範囲・執行方法などの事項を明らかにして委託し、これらの事項を公示するとともに、県議会に報告する。
- 5 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請
 - ・国民保護措置の的確・迅速な実施に必要なときは、関係する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。
- 6 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請
 - ・国民保護措置実施のため必要なときは、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、特定指定公共機関又は他の地方公共団体に対し、職員の派遣を求める。
 - ・職員派遣の要請を行っても派遣が行われない場合などにおいて、必要があるときは、総務大臣にあっせんを求める。
- 7 県の行う応援等
 - ・他の都道府県や市町村から応援の求めがあった場合、正当な理由がない限り、必要な応援を行う。

- ・武力攻撃災害により市町村がその全部又は大部分の事務を実施することができなくなったときは、県が市町村が実施すべき国民保護措置の全部又は一部を代わって実施する。
 - ・指定公共機関又は指定地方公共機関から労務・施設・設備・物資の確保についての応援を求められた場合、正当な理由がない限り、必要な応援を行う。
- 8 ボランティア団体等に対する支援等
- ・市町村を通じて、情報や資材を提供することにより、自主防災組織に対する支援を行う。
 - ・安全の確保が十分と判断した場合、ボランティア関係団体等と相互に協力してボランティアの技能等の効果的な活用を図る。
- 9 住民への協力要請
- ・避難住民の誘導、救援、消火・負傷者の搬送・被災者の救助、保健衛生の確保などを行うため必要がある場合、安全の確保に十分配慮して、住民に協力を要請する。

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の通知及び伝達

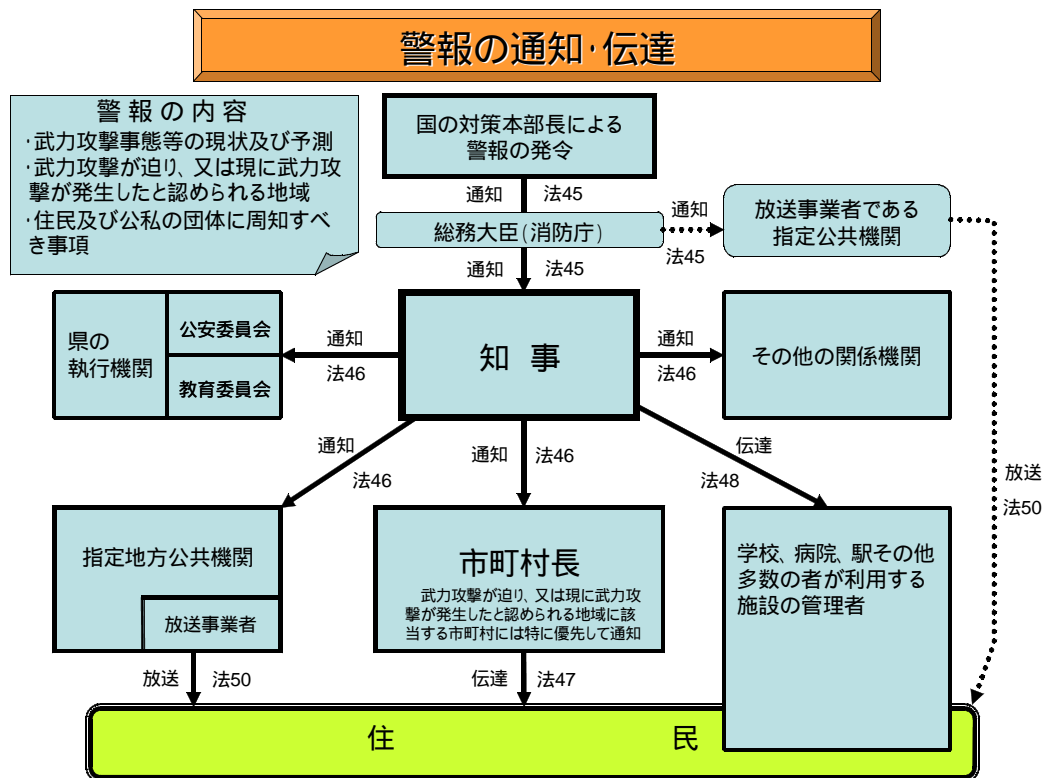
住民の生命、身体及び財産を保護するために重要な警報の通知及び伝達について定める。

1 警報の通知

- ・知事は、国から警報が通知された場合は、直ちに、その内容を市町村長その他の関係機関に通知する。

2 警報の伝達等

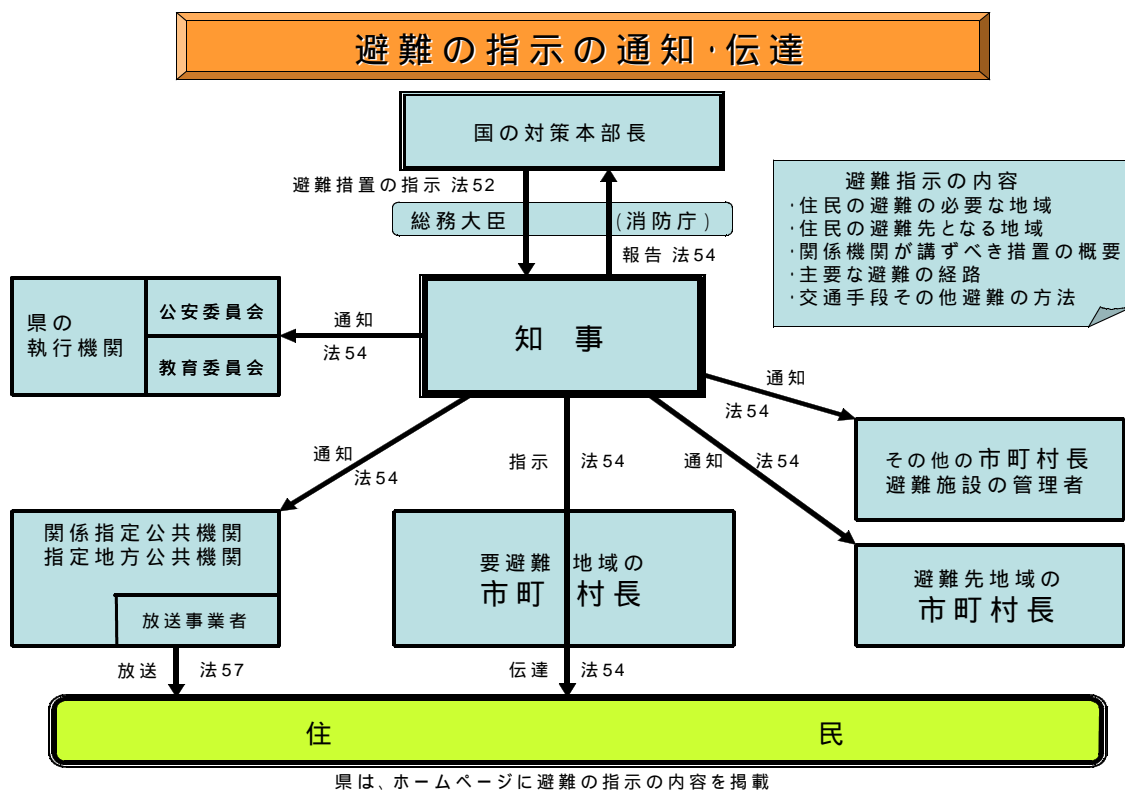
- ・県は、学校、病院、駅その他の多数の者が利用する施設の管理者に、警報の内容を伝達する。



市町村は、サイレン・防災行政無線等により住民へ伝達
 県は、ホームページに警報の内容を掲載
 県警察は、拡声器を活用するなどして警報の伝達に協力

第2 避難の指示等

住民に対する避難の指示や市町村長が行う避難住民の誘導に対する支援及び補助について定める。



1 避難措置の指示

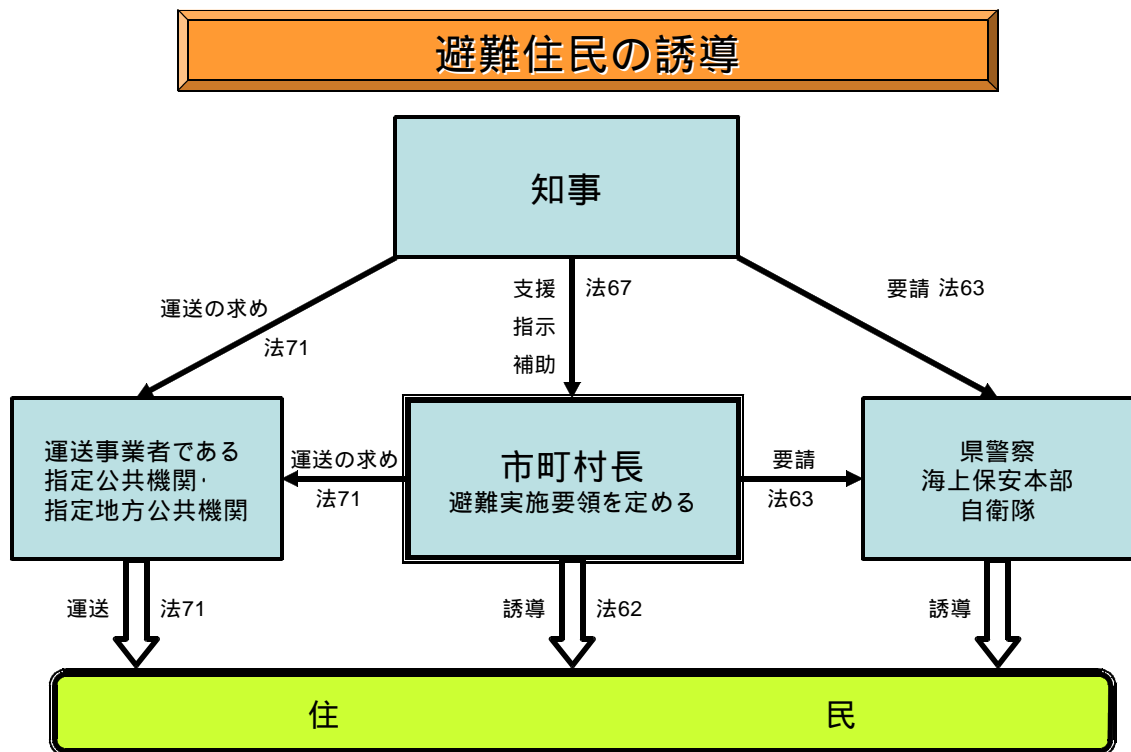
- ・国から避難措置の指示を受けた場合、直ちに、その内容を、市町村長その他の関係機関に通知する。
- ・要避難地域・避難先地域に該当しない場合でも、避難措置の指示の通知があった場合は、その旨を市町村長その他の関係機関に通知する。

2 避難の指示

- ・国から避難措置の指示を受けたときで要避難地域を管轄する場合、知事は、直ちに市町村長を經由して住民に対し避難を指示する。
- ・避難指示を行うに当たっての基本的な考え方について記述
 - 円滑な避難が行われるよう、必要に応じ、県警察に交通規制を要請する。高齢者、障害者については、自家用車の使用について配慮する。
 - 避難先が隣接市町村の場合は、徒歩を基本とする。広域的な場合は、主として鉄道を使用。
- ・避難指示をする場合、避難経路、運送手段、交通規制、市町村との役割分担について調整する。
- ・県域を越えて避難するときは、あらかじめ、避難住民の数、受入予定地域、避難経路について、避難先の知事と協議する。
- ・大都市の住民を避難させる必要が生じた場合、避難準備が整っている場合は避難先地域への避難の指示を行い、それ以外の場合は、屋内への避難の指示を行うとともに、その後の事態の推移に応じた国の指示を待って対応する。
- ・島部においては、運送事業者である指定公共機関などに運送の求めを行うとともに、必要に応じ、県警察、海上保安庁、自衛隊等の協力を得て、船舶等の交通手段を確保し、安全確認の上、避難指示を行う。
- ・半島部、中山間地域などにおいては、地域の諸条件を勘案し、県警察の意見を聴いた上で、必要に応じ、自家用車等を交通手段とする。
- ・内陸部と分断される可能性のある半島部については、状況に応じて島部と同様の措置を講

ずる。

- 3 事態の類型等に応じた避難の指示に当たっての留意事項
 - ・ 4 類型の武力攻撃及びNBC攻撃の場合における避難に当たって留意すべき事項を示す。
- 4 市町村による避難住民の誘導に対する県の支援等
 - ・ 市町村長から避難実施要領に対する意見を求められた場合、避難の指示の内容に照らし、必要な意見を述べる。
 - ・ 県警察は、住民の誘導が円滑に行われるよう必要な措置を講ずる一方、知事は誘導に関する適切な支援を行う。
 - ・ 県域を越えての避難の場合や市町村長から要請があった場合は、知事は誘導を補助する。
 - ・ 市町村長が適切に誘導を行っていないと判断する場合、市町村長に対し指示を行う。指示に基づく所要の誘導が行われないときは、県職員を派遣して誘導に当たらせる。
 - ・ 市町村長による住民運送の求めに関する調整を行うとともに、円滑な住民運送が行われていない場合、運送事業者である指定地方公共機関に対して指示する。
- 5 要避難地域における安全確保
 - ・ 県警察は、要避難地域において、独自に又は自主防犯組織と連携し、住民や多数利用施設の安全の確保、犯罪の予防に努める。
- 6 県が管理する施設における避難誘導のための措置
 - ・ 県は、自ら管理する施設において、自ら避難することが困難な者に対して、車いすや担架による移動の補助、車両による搬送など、できる限りの措置を講ずる。



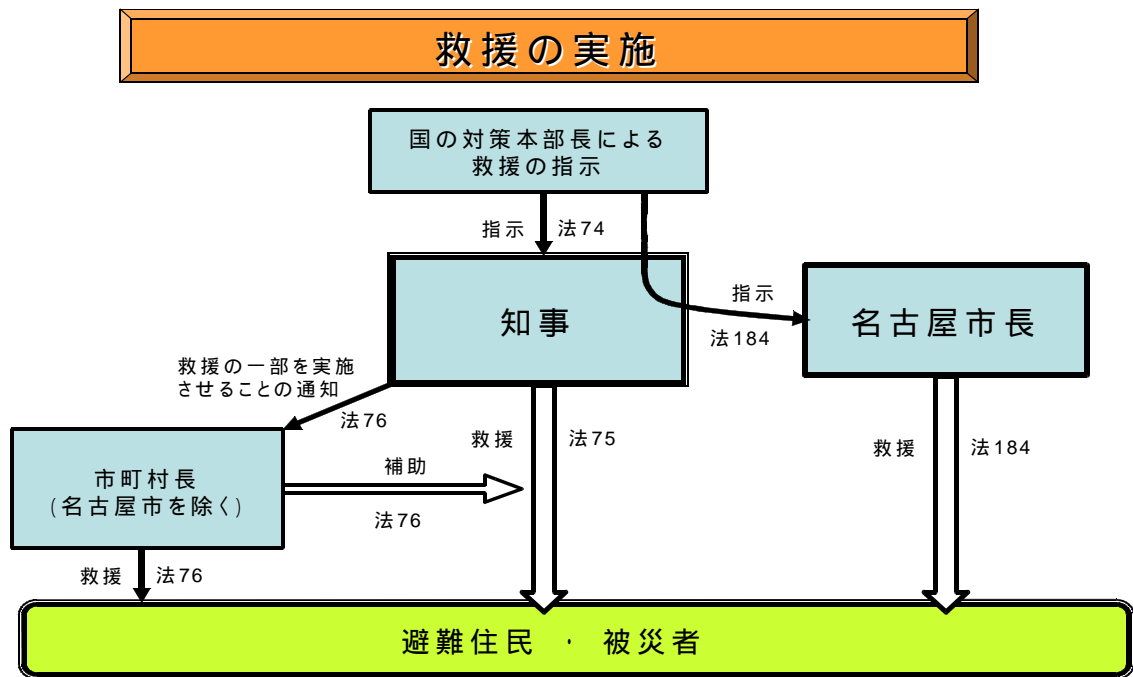
第5章 救 援

避難住民及び被災者に対する救援の実施、関係機関との連携及び救援の実施に当たっての留意事項について定める。

1 救援の実施

- ・ 国の指示を受け、救援を必要としている避難住民及び被災者に対し、収容施設の供与、食品や生活必需品の給与・貸与、医療の提供・助産など、必要な救援を実施する。ただし、国の指示を待ついとまがないときは、指示を待たずに実施する。
- ・ 名古屋市における救援は、名古屋市長が実施することとされているため、相互に連携して救援を行う。

- ・知事は、あらかじめ調整した役割分担に沿って、市町村長と緊密に連携して救援を実施する。市町村長が救援を行うこととする場合は、その内容及び期間を明示して市町村長へ通知する。
- 2 関係機関との連携
- ・救援の実施に際して必要な場合、国に対して支援を求め、あるいは他の都道府県に応援を求める。
 - ・救援のうち市町村長が行うこととされたもの以外については、市町村長が知事を補助することとされているので、県は市町村と密接に連携する。
 - ・救援又はその応援の実施に必要な措置について、日本赤十字社に委託することができる。
- 3 救援の実施における留意事項
- ・収容施設の供与、食品・生活必需品の給与・貸与、医療の提供・助産などの救援の内容に応じた留意事項について、記載する。



知事等は、緊急の場合、国からの指示を待たず救援を実施

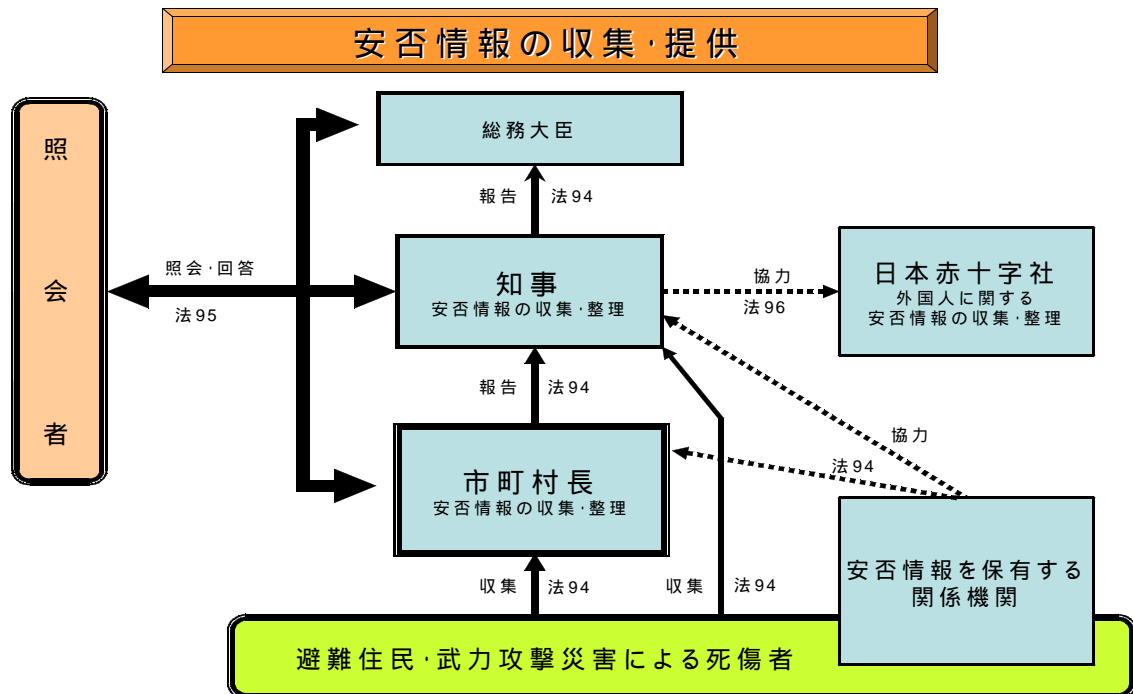
- 4 緊急物資の運送の求め等
- ・知事は、自ら緊急物資の運送を行うほか、必要があると判断するときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に運送を求める。
 - ・知事は、運送事業者である指定地方公共機関による緊急物資の運送が円滑に行われていない場合は、運送を円滑に行うべきことを当該機関に指示する。
- 5 医療の要請等
- ・避難住民への医療の提供に必要な場合、医師等の医療関係者に対し、医療の実施を要請し、又は指示することができる。
- 6 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項
- ・核攻撃、生物剤による攻撃及び化学剤による攻撃について、それぞれの特性に応じ、医療活動における留意点を記載
- 7 救援の際の物資の売渡し要請等
- ・救援の実施に必要な場合、特定物資の売渡し要請・収用・保管命令及び収容施設・臨時医療施設のための土地・家屋の使用ができる。
- 8 特定物資の売渡し等に関する指定地方行政機関等への要請
- ・県内で特定物資が確保できない場合は、売渡し要請・収用・保管命令に関し、指定行政機関・指定地方行政機関の長に要請する。

9 民間からの救援物資の受入れ等

- ・国民、企業等から受入を希望する救援物資を把握し、そのリスト及び送り先を国民に公表する。

第6章 安否情報の収集・提供

避難住民及び武力攻撃災害により死傷した住民に係る安否情報の収集、整理、報告及び照会に対する回答について定める。



1 安否情報の収集

- ・知事は、市町村長から報告を受けた安否情報を整理するとともに、自らも関係機関の協力を得て安否情報を収集する。

2 総務大臣に対する報告

- ・県から国への報告は、安否情報省令の様式に必要事項を記載し、電子メールで送付する。

3 安否情報の照会に対する回答

- ・安否情報の照会は、原則として、県対策本部の窓口で安否情報省令の様式に必要事項を記載した書類を提出することとする。
- ・安否情報の回答については、避難住民に該当するか否か及び死亡又は負傷しているか否かの別を、不当な目的に使用されるおそれがないことを確認の上、回答する。特に公益上必要があるときは、これに加えて必要と考えられる安否情報項目を回答する。
- ・安否情報については個人情報であることに配慮し、取扱いには十分留意すべきことを職員に周知するとともに、情報管理を徹底する。

4 日本赤十字社に対する協力

- ・日本赤十字社から要請があったときは、保有する外国人に関する安否情報を提供する。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

武力攻撃災害による被害をできる限り小さくするための措置の基本的な考え方について定める。

1 武力攻撃災害への対処

- ・知事は、自らの判断で武力攻撃災害への対処のため必要な措置を実施する。

- ・国の対策本部長から国全体の方針に基づいて指示があったときは、指示の内容に沿って必要な措置を講ずる。
- 2 国の対策本部長への措置要請
 - ・県レベルでの対処が困難と判断される場合は、国の対策本部長に対して必要な措置の実施を要請する。
- 3 対処に当たる職員の安全の確保
 - ・対処に従事する職員について、必要な情報提供や防護服の着用など、安全確保のための措置を講ずる。

第2 国民生活に関わる重要施設の安全確保

生活関連等施設や石油コンビナートにおける安全確保を図るための措置について定める。

1 生活関連等施設の安全確保

- ・県対策本部を設置した場合、関係機関及び生活関連等施設の管理者との連絡体制を確保するとともに、警報・避難措置の指示の内容その他の情報を踏まえて、施設の安全に関連する情報、各施設の対応状況等の情報についてを関係機関の間で共有する。
- ・必要な場合は、施設の管理者に対して安全確保のために必要な措置を要請する。その際、必要な情報を施設の管理者に随時提供することにより従業員の安全確保に配慮する。
- ・施設の管理者から支援の求めがあった場合には可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときにも必要な支援を行う。
- ・県が管理する生活関連等施設について、管理者としての立場から安全確保に必要な措置を行う。必要な場合は、県警察・消防機関に支援を求める。
- ・安全確保のため必要がある場合は、県公安委員会又は海上保安部長に対して立入制限区域の指定を要請する。
- ・武力攻撃災害が著しく大きい場合等、県レベルでの対処が困難と判断される場合は、国の対策本部長に対して必要な措置の実施を要請する。
- ・内閣総理大臣が関係大臣を指揮して措置を講ずることとなった場合は、国の基本の方針を踏まえつつ連携する。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

- ・緊急に必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対して、取扱いの禁止・制限等の措置を命ずる。
- ・必要な場合は、危険物質等の取扱者に対して警備の強化を求めるほか、危険物質等の管理状況についての報告を求める。

3 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止

- ・石油コンビナート等災害防止法の枠組みで、必要な体制の整備を図る。
- ・危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当する場合は、前記1及び2に関する措置もあわせて講ずる。

第3 N B C 攻撃による災害への対処

N B C 攻撃による汚染の拡大を防止するため必要な措置について定める。

1 N B C 攻撃による災害への対処

- ・N B C 攻撃による汚染への対処については、国の基本の方針を踏まえた対応を行うことを基本とする。

2 応急措置の実施

- ・必要な場合は、応急措置として、緊急通報を発令するとともに、退避を指示する。また、必要に応じて警戒区域の設定を行う。
- ・県警察は、消防機関等とともに、原因物質の特定、被災者の救助などの活動を行う。

3 国の要請を受けた場合の措置

- ・内閣総理大臣から協力の要請を受けた場合、自ら協力するとともに、市町村長及び県警察

にも必要な協力を求める。

4 関係機関との連携

- ・市町村、消防機関及び県警察からの被害情報などを集約して、国に対し、必要な支援の内容を整理して支援要請を行う。
- ・汚染物質に関する情報を、保健所を通じて衛生研究所・医療機関等の中で共有する。

5 汚染原因に応じた対応

- ・放射性降下物・生物剤・化学剤による農作物及び飲料水等への影響が予想されるような場合は、流通・給水の制限などの措置を命ずる。
- ・NBCそれぞれの攻撃による汚染の特性を踏まえた対応について定める。

6 汚染拡大を防止するための措置

- ・汚染の拡大を防止するために知事・警察本部長が行使することができる権限を示す。

第4 応急措置等

緊急の必要がある場合に国からの指示を待たずに行うことができる緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定等について定める。

1 武力攻撃災害の兆候の通知

- ・武力攻撃災害の兆候について、通報又は通知を受けたときは、事実確認を行うとともに、必要があると認めるときは国の対策本部長及び関係機関へ通知する。

2 緊急通報の発令

- ・知事は、武力攻撃災害から住民を守るため必要があると認めるときは、警報の発令がない場合でも緊急通報を発令する。この場合、直ちに市町村長、県の他の執行機関及び関係指定公共機関等に通知する。また、速やかに国の対策本部へ報告する。

3 事前措置

- ・知事は、武力攻撃災害の拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、そのおそれのある設備・物件の除去・保安などを指示することができる。
- ・警察署長は、知事又は市町村長から要請を受けて、同様の指示をすることができる。

4 退避の指示

- ・知事は、武力攻撃災害が発生し、又はそのおそれがある場合で、緊急の必要があると認める場合は、退避の指示を行う。
- ・NBC攻撃と判断される場合やゲリラ・特殊部隊が隠密に行動しているような場合など、屋外で移動するより屋内に留まった方が危険が少ないと考えられる場合には、屋内への退避を命ずる。
- ・退避の指示を行った場合は、その地域を管轄する市町村長及び関係機関並びに国の対策本部長に通知する。
- ・警察官は、知事・市町村長による退避の指示を待ついとまがないと認めるときは、退避の指示をすることができる。この場合、市町村長等関係機関にその旨を通知する。

5 警戒区域の設定

- ・知事は、武力攻撃災害が発生し、又はそのおそれがある場合で、緊急の必要があると認める場合は、警戒区域の設定を行う。この場合、その地域を管轄する市町村長及び国の対策本部長に通知する。
- ・警察官は、知事・市町村長による警戒区域の設定を待ついとまがないと認めるときは、警戒区域の設定をすることができる。この場合、市町村長等関係機関にその旨を通知する。
- ・知事は、必要がある場合は、海上保安官に対して海上における警戒区域の設定を要請する。

6 応急公用負担等

- ・知事は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため、緊急の必要があると認める場合は、他人の土地・建物の一時使用、土砂・竹木その他の物件の使用・収用を行うことができる。

7 消防に関する措置等

- ・知事は、緊急の必要があると認めるときは、市町村長、消防長等に対して武力攻撃災害の防御に関する措置を講ずるよう指示することができる。
- ・消防庁長官から消防に関する措置の指示を受けた場合は、市町村との連絡調整を図るほか、必要な指示を行う。
- ・県内の消防力のみでは対処することが困難と判断する場合は、消防庁長官に消防の応援の要請を行う。
- ・消防庁長官から他の都道府県に対する消防の応援の指示を受けたときは、必要に応じ、県内市町村長に対して消防職員の応援出動の措置を講ずるよう指示する。

第8章 被災情報の収集及び報告

被災情報の収集項目及び報告方法について定める。

1 被災情報の収集

- ・電話、防災行政無線その他の通信手段により、被災情報を収集する。

2 第一報の報告

- ・知事は、自ら収集し、又は市町村長及び指定地方公共機関から報告を受けた被災情報の第一報を、火災・災害等即報要領に基づき、消防庁に報告する。

3 随時の収集・報告

- ・第一報を報告した後も、随時被災情報の収集に努め、消防庁が指定する方法で随時に報告を行う。

4 新たな重大被害の報告

- ・新たに重大な被害が発生した場合などは、直ちに火災・災害等即報要領に基づいて消防庁へ報告する。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

避難先地域における保健衛生の確保、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理及び文化財の保護について定める。

1 保健衛生の確保

- ・避難先地域において、医師等保健医療関係者による巡回健康相談や健康相談窓口を設置するなどして保健衛生の確保を図る。特に、高齢者、障害者に配慮する。
- ・感染症・食中毒等の予防のため、健康診断、消毒等を行い衛生確保のための措置を講ずる。
- ・避難先住民の健康維持のため、栄養士と連携して栄養管理、栄養相談・指導を行う。

2 廃棄物の処理

- ・環境大臣により特例地域に指定された場合は、環境大臣が定める特例基準に従い廃棄物の収集・運搬・処分を行わせる。

3 文化財の保護

- ・文化庁長官により重要文化財等を武力攻撃災害による被害から守るための命令・勧告が行われる場合、県教育委員会は必要な措置を行う。
- ・文化庁長官が実施する措置の施行の委託を受けた場合は、速やかに当該措置の施行に当たる。

第10章 国民生活の安定に関する措置

生活関連物資等の価格安定のために実施する措置や避難住民等の生活安定のために実施する措置について定める。

1 生活関連物資等の価格安定

- ・国民生活との関連性が高い物資や役務の価格高騰、買占め、売惜しみを防止する。

2 避難住民等の生活安定等

- ・被災児童の学習機会の確保、公的徴収金の減免、就労状況の把握や雇用の確保を行う。

3 生活基盤等の確保

- ・水の安定供給及び河川管理施設・道路・港湾・空港など公共的施設の適切な管理を行う。

第11章 交通規制

県警察が行う交通規制について定める。

1 交通状況の把握

- ・県警察は、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

2 交通規制の実施

- ・県警察は、住民の避難、緊急物資の輸送などの緊急交通路を確保するため、必要な交通規制を行う。

3 緊急通行車両の確認

- ・県公安委員会又は知事は、消防庁、警察庁等が定めるところにより緊急通行車両の確認を行う。

4 交通規制の周知徹底

5 緊急交通路の確保のための権限等

- ・県警察は、緊急交通路を確保するため、車両移動等の措置命令、車両の移動措置、緊急通行車両の先導等を行う。

6 関係機関との連携

第12章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理

赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理の方法について定める。

1 赤十字標章等の交付及び管理

- ・交付要領を作成した上で、赤十字標章を医療機関・医療関係者に交付及び使用させる。

2 特殊標章等の交付及び管理

- ・交付要領を作成した上で、特殊標章を国民保護措置を行う職員や協力者に交付及び使用させる。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

武力攻撃災害による被害に対する応急の復旧について定める。

1 応急の復旧の実施

- ・県管理の施設について、被害の拡大防止・被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。
- ・県対策本部長は、広域的な避難路の確保が優先的に行われるよう、応急の復旧に関して総合調整を行う。

2 国に対する支援要請

- ・国に対し、必要な人員や資機材の提供、技術的助言の支援を求める。

第2章 武力攻撃災害の復旧

県が管理する施設及び設備の復旧について定める。

1 国における所要の法制の整備等

- ・国が整備する法制や、国全体としての方向性に沿って、武力攻撃災害の復旧を行う。

2 県が管理する施設及び設備の復旧

- ・国の支援を得て、被災状況を勘案しつつ迅速な復旧を目指す。
- ・必要な場合は、地域の実情を勘案して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 損失の補償等

国民保護措置に伴う損失補償、実費弁償、損害補償及び損失補てんについて定める。

1 損失補償、実費弁償、損害補償及び損失補てん

- ・土地や建物の使用、物資の収用などの行政処分に対する補償を行う。
- ・要請・指示に従って医療を行う医療関係者に対し、実費を弁償する。
- ・国民保護措置に協力した者がそのために死傷したときは、損害を補償する。
- ・県対策本部長の総合調整により市町村、指定公共機関、指定地方公共機関が受けた損失を補てんする。

2 国民の権利利益に関する文書の保存

- ・国民の権利利益の救済の手續に関連する文書（公用令書の写し等）を適切に保存する。

第4章 費用の精算

国民保護措置のために要した費用の国への請求について定める。

1 国に対する負担金の請求

- ・国民保護措置に要した費用については原則として国が負担することとされているため、県が支弁したものについては国に対して負担金を請求する。

2 関係書類の保管

- ・国民保護措置の実施のために要する費用の支出に当たっては、支出額を証明する書類を保管する。

第5編 緊急処理事態への対処

武力攻撃に準ずるテロ等の事態である緊急処理事態への対処について定める。

1 緊急処理事態への対処の方針

- ・第3編、第4編を緊急処理事態において準用し、必要な読み替えを行う。

2 緊急処理事態における警報の通知及び伝達

- ・緊急処理事態においては、警報を通知及び伝達する地域が限定される他は、武力攻撃事態等への対処に準ずる。

第6編 市町村基準及び指定地方公共機関基準

第1章 市町村基準

市町村の国民保護計画を作成する際の基準について定める。

1 総論

2 平素からの備え

3 武力攻撃事態等及び緊急処理事態への対処

4 復旧等

第2章 指定地方公共機関基準

指定地方公共機関の国民保護業務計画を作成する際の基準について定める。

1 指定地方公共機関共通事項

2 指定地方公共機関の業種に応じた事項